

#### 4) 奨学金制度について

北里大学では、勉学がより充実したものになるように、各種奨学金を取り扱っています。希望者は、所属学部等事務室までご相談ください。なお、奨学生募集等のお知らせは掲示や大学ホームページ、奨学金募集状況サイトにて行います。

##### 【北里大学が実施している奨学金制度】

主たる生計維持者の失職、死亡又は災害による家計急変その他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた学生に対する学業継続を目的とした奨学金制度です。

##### ◎北里大学給付奨学金制度

対象	2年次以上（大学院生:学年不問）
人数	25名程度
給付金額	原則学費年額の1/2相当額
給付方法	採用決定の翌月に一括振込
出願資格	①北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校の2年次以上に在籍する学生（ただし、1年制の専攻科においては当該1年次生） ※科目等履修生、研究生、外国人留学生は、出願資格なし。 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、当該年度の北里大学及び併設校の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生（特待生）は、出願することができない。 ②主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた者 ③勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みがある者 ④学部及び併設校の学生にあつては、原則として学業成績が各学科及び各専攻単位の上位3分の1以内である者（ただし家計急変者は成績上位4分の3以内） ⑤大学院生にあつては、当該研究科が出願の必要性を認めた者 ⑥日本学生支援機構奨学金又は他の貸与奨学金を受けている者（ただし家計急変者は申請中でも可）
募集期間	原則として年1回
選考	①家計急変事由の発生より1か年以内の家計急変者を優先する。 ②日本学生支援機構が実施する奨学金制度に準拠して選考する。 ③出願対象となる特待生及び国の修学支援を受けている者の選考については、別途家計算定額の算出方法を定める。（『北里大学給付奨学金規程』別記1参照）
給付期間	原則として採用年度1か年以内

## ◎北里大学貸与奨学金制度

※この奨学金は貸与型奨学金です。返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりませんので、返還のことを十分考慮のうえ申し込んでください。

種類	A種	B種
対象	学部生・併設校生:原則2年次生以上とする。2回目募集及び臨時募集のみ1年次生も対象とする。 大学院生:学年不問	最高学年生 ※1年制の専攻科は対象外
人数	35名程度	若干名
貸与金額	学費の1/2相当額	学費相当額
貸与方法	採用決定の翌月に一括振込	
出願資格	①北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校に在籍する学生 ※科目等履修生、研究生、外国人留学生は、出願資格なし。 ※他の奨学金制度の奨学生であっても出願することはできるが、当該年度の北里大学及び併設校の学費全額免除の特別待遇奨学生(特待生)は、出願することができない。 ※留年生、卒業延期者、休学中の学生は出願することができない。ただし1回目の留年に限り出願できるものとする。 ②主たる生計維持者の失職、死亡若しくは災害による家計急変又はその他経済的理由により、学費の支弁等に支障を生じた者 ③家計の収入が、日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準(※)を超えないこと。 ※目安は、4人世帯の場合、年収1,191万円程度(給与所得)もしくは783万円程度(給与所得以外)とする。	
募集期間	原則として年2回	
貸与期間	採用年度1か年以内	
返還方法*	卒業半年後から月賦または年賦により貸与総額に応じて最長15年以内に返還(無利息) ※返還例については、北里大学貸与奨学金規程(参考)を参照	

## 【学外奨学金(貸与型)】

### ◎日本学生支援機構奨学金

募集は毎年4月・9月に行います。詳細については申請希望者向けガイダンスやオリエンテーション等にて説明をしますので(学内掲示等参考)、申請希望者は必ず出席してください。なお、家計・成績基準を満たしていても申請者全員が希望通り採用されない場合があります。

### [大学院]

項目	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子・上限年利3.0%)
募集期間	各研究科オリエンテーション(4月初旬)にて願書配布・締切日説明	
出願資格	大学・大学院での成績が特に優れた者	大学・大学院での成績が優れた者
貸与月額	修士課程:50,000円・88,000円より選択 博士課程:80,000円・122,000円より選択	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円より選択

・第一種奨学金貸与者のうち、学業等の業績が特に優れている学生に対する返還免除制度があります。

### ・高校・大学等で以前日本学生支援機構奨学生であった方へ

出身高校・大学などの在学時に日本学生支援機構の奨学金を受けていた人は、大学(併設校)に在学届を提出することにより、在学中の奨学金の返還が猶予されます。詳細は日本学生支援機構-スカラネットPSにて確認し、該当者は求められた期日までに「在学届」を提出してください。未提出の場合は、在学中であっても自動的に返還が開始されます。

- ・大学等予約奨学生の採用候補者の方へ [詳細は採用候補者向け説明会に参加してください](#)

高校時代に日本学生支援機構奨学金の採用候補者となっている新入学生は、オリエンテーション期間中に実施の採用候補者向け説明会に必ず参加してください。「採用候補者決定通知」等必要書類を期限までに所属学部等事務室へ提出し、指示を受けてください。手続をしなかった場合は採用候補者としての権利を失います。詳細は掲示板・ポータル等でお知らせします。

- ・地方創生枠推薦者の採用候補者の方へ [対象者は所属学部窓口にお申し出ください](#)

### 【地方公共団体・民間育英団体の奨学金】

地方公共団体(都道府県・市区町村)、企業・財団法人等による奨学生の推薦を行っています。募集団体等詳細は奨学金募集状況サイトでご確認ください。奨学金募集状況サイトは、大学ホームページから閲覧できます。

### 【奨学金募集状況サイト】

